

を集めて、之を大黒山の廟前に供へ給ふ。偏に身後の法光なりかし。

未顯眞實

御製 明正天皇

逢ふはたゞよそぢあまりの秋くれて落葉にたかき山の端の月

入於深山

梶井宮盛胤親王

山ふかくいりし心をおもへたゞまことのみちは淺からめやは

諸法實相

近衛右大臣基熙

みな人のまよふやうつ、見しやゆめいづれ眞の相なるらん

等一大事

青蓮院宮尊澄親王

いまぞ知る法の車よみなひとのひとつ道にもいづるをしへを

淨佛國土

中川佐渡守恆久

いざ清くすめるほとけの國民をなべてをしへの道はひろしな

現世安穩

中御門大納言資熙

おのづから來ん世もしるしこの世より安き心をへてし御法に

心尙懷憂苦

柳原宰相資廉

なほぞ憂き心いたらぬ人の身のをしへも迷ふたねとなるなり

從具入於冥

大僧正公海

あま雲のよそにや見つるくらきよりくらきころに有明の月

不覺內衣裏

東園前大納言基賢

かけしこの玉やうれしきおろかなる心をかへす法のころもに

我願既滿

平松中納言時量

浦舟にのりえてしより諸人のねがひもみつのとまりなるらし

寂寞無人聲

靜虛院權僧正幸海

とふ人もあらでさびしきやまかげにたえず音する峰のまつ風

皆往虛空

烏丸中納言光雄

雲ならぬ身をおほざらにやどすかなおもひはからの神の力に



以下十六首あれど、茲に省きぬ。是を年回獻詠の嚆矢として、爾來二百七十餘年、世を隔て人異なりと雖、嘉蹤を履みて奉行すること、近く明治二十七年の二百五十回忌に及びり。猶幾百年の遐代にや永續すらん。記して後人の考照に供ふ。日光輪王寺什寶

(大正五年五月十九日校了)

大僧正天海大尾

考異

化を遷して尙ほ未だ三百年ならざるに、早く已に在世の紀傳を氓滅したるもの、大僧正天海の如きは罕なるべし。其盛名は長へに竹帛に垂れて、後昆の爲に瞻仰せられ、訛つては黒衣宰相の權威をさへ咒はるゝに至り、其勝業は遍く法界に流へて、末徒の爲に明燈と仰がれ、拜しては台教中興の祖師と崇め祀らる。聲譽德澤二つながら赫如として遐代に遺り、芳躅靈蹟炳焉として不朽に存するに關せず、一たび紀傳の真相を搜らんと欲すれば、則ち杳として之を釋ぬるに由なし。蓋史上の奇蹟也。

世間流布の天海傳にして、余の知る所、凡そ四あり。曰く東叡開山慈眼大師傳記二卷。こは慶安三年秋八月、即ち天海滅後七年の撰述にして、花園妙心寺前住、東源慧等禪師の筆に成る。

右慈眼大師傳記者大神足公海乃至見海豪倪等居常所睇仰加焉滿山台徒口是



碑也、于時晃海、豪倪二老宿、命現龍院主、撰奏筆之草書、且復使野衲俱共考寫、野衲者是他流也、何敢入此席乎、雖然、先是有以來、入大師室、大蒙淑惠、粵寫見道貌之有雄毅、此故不疑師臨終、信靈驗等之事、仍筆之了矣。

といへるが如く、東源は濟門の禪師、素より海門の台徒ならざれども、寛永己巳、天海の爲に流誦を赦され、深く之を徳として私淑する所ありしが故に、選ばれて紀傳の任には膺りたる也。仍て本傳を修めて、東源記と云ふ。  
曰く、武州東叡開山慈眼大師傳二卷、こは東叡山現龍院主、撰奏僧正の撰なり。其跋に書して、曰く、

上足等、遣野衲隨聞記之、野衲師亮、講大師法友也、謹常歎大師之才徳、言猶在耳、且復問之古老、略記之、唯所患、看書不多、作文不敏、不充上足等意、誹謗難免矣、萬治二年己亥十月二日、武陽東叡山沙門撰奏記、  
乃ち知る、天海滅後十五年、東源記に後る、八年にして、此書始めて成れることを。然れども、東源記も固と撰奏の草書に由つて、傳を立てたりといへ

る如く、其内容は些の異同もなく、唯だ一は精に失し、一は簡に過ぐる文章上の差あるのみ。本傳も亦修めて撰奏記といひ、元祿二年十月、慈海僧正之を喜多院の慈眼堂に納めたるより、又仙波傳ともいへり。

曰く、東叡開山慈眼大師緣起二卷、こは大師十大弟子の一人、本實成院僧正胤海の著はす所、元三大師緣起と併せて、世に兩大師緣起と稱し、住吉具慶の彩畫を加へたる繪卷たり。原本は東叡山慈眼堂の什藏、門外不出の秘寶なれども、延寶八年秋八月、開版汎行したるを以て、最も多く世に知らる。胤海僧正自ら記して曰く、

余嘗自幼侍師之座下、而無日不相追隨、恰如形影之相從、然故、其舊勳積徳、取所識之者、而作其傳、癸亥己前之事跡者、父宗伯所悉識之者也、仍詳誌之、垂不朽、世言先師之異行者、往々有異于與實者、只以此記可爲證而已。  
胤海は、施藥院宗伯が一子にして、幼より天海の室に入り、多年常侍隨逐の直弟たり。父宗伯も慶長戊申以來、天海と交はりて最も親善也。されば、か



く抱負あり、かく自信ある所以にぞあらん。此縁起も亦前二記に對して、修めて胤海記といへり。

曰く、慈眼大師行狀。こば耳に其名を聞くこと久しくして、目未だ其書を觀ること能はざれば、姑く之れを省く。

以上三傳三記は、悉く天海親侍附近の高僧の手に成り、後世の立傳と其選を殊にせるは、固より論を俟たず。凌雲院大僧正義嚴、此三記に基きて、慈眼大師年譜を編纂し、大に紀實の討尋に力めたるが、惜むべし、卷之六を以て稿を斷ち、寛永元年以後の事跡は、遂に知るべからざるに至れり。此れを外にして、日光山列祖傳あり、三記と較や趣を異にすと雖も、要するに諸傳多くは釋氏の筆に成り、自行化他の徳を擧ぐるに急にして、史實を忽諸に附するの嫌ひあり百世の下、人をして、望洋の歎を發せしむるに至る。試に三傳に就て、天海所生の父母、其出世の歲月を知らんと欲せば、則ち左の如し。

東源記に曰く、釋天海前大僧正、世姓三浦氏、爲通之末、盧名盛氏系族、與城會津郡

高田人也、椿萱久以無嗣而爲歎息、此故夫人深企大願、奉乞儲子於月天子、特盡敬而仰拜、信心不休、以累歲月、或夜夢吞奇華一片、仍懷孕、嘗不歷困難而誕而已、と、謙泰記も亦之に同じく唯「九月而誕」の四字を加ふるに過ぎず。

胤海記に曰く、慈眼大師、諱天海、陸奥國會津郡高田の郷にて生れ給ひ、葦名修理の大夫盛高の一族となん。又將軍義澄の御子といへる人も侍り。海師います内、俗氏の事人の問ひしかど、姓名も行年も忘れていざ知らず、一度空門に入りぬれば、何にもあれ知りてよしなしとて、のたふはざりければ、その實知り難し、と。即ち天海自ら語るを好まざりしに託して、其跡を韜晦すること、更に前二記に異ならず。其生誕の方處、歲時に至つては、一も得る所なし。

本朝高僧傳、東國高僧傳、及び天台霞標の如きも、皆此三記に率由するを以て、父母を説かず、方處を説かず、誕時を記せざること、又た此例に漏れず。傍々東源、胤海の二記を稽考するに、東源は盧名盛氏の系族といひ、胤海は盛高の一族といふ。葦名譜を案ずるに、盛氏は盛高三代の孫にして、盛高は盛氏



三代の祖なり。是乃ち天海の年壽に大差を生ずる所以ならずとせず。今兩者の歿年を見るに、盛高は永正十四年十二月を以て卒し、盛氏は天正八年六月を以て卒す。若し胤海に随つて盛高の一族とすれば、天海は永正年間の生誕にして、其年壽一百三十五乃至一百三十二歳の間ならざるべからず。又東源に随つて盛氏とせば、其生誕は天文年間にして、年壽當に一百八乃至九十歳の間ならざるべからず。二記共に歳時を記せずと雖、宗族の差異此の如くなれば、則ち後人其適従する所を知らず、遂に上は一百三十五歳より、下九十歳に至る。十有二箇の異説を生ずるに至れる也。

年譜に擧ぐる所のみにても、其父母と誕時とに於て、九箇の異説あり。即ち左の如し。

第一 福山藩士三浦小五郎系譜に基く阿部大學正信の考證に據れば、慈眼大師は、足利十一代征夷大將軍從三位左馬頭源義澄の男也、永正六年九月十八日、城州に生る、或は江州に生る。母は奥州會津郡高田城主三浦盛高の女也。同年

八月十四日義澄公江州丘山に逝去の後、母と共に奥州に下向、是より外祖の氏を稱して平姓となる。幼名詳ならず下略とあり。即ち享壽一百三十五歳の説也。

第二 天保十二年書上、宇都宮彌三郎系圖に據れば、從四位下野守正綱の女、實は妹、延徳年中の産、高基公(古河公方)の御臺となり、永正七年天海南光坊慈眼大師を誕む。正綱姉、會津城主三浦盛信の男盛詮の室、盛高の母、南光坊を養ひて成長せしむ、故に本姓にて華名盛高家に成長する謂に、外祖の姓を稱し、華名と稱すとあり。一本宇都宮正統系圖には、正綱の系中、成綱、女と列記し、其女の下に、古河御所熊野御堂殿、高基御臺、晴氏將軍母公、享祿三庚寅年十月七日遷化とありて、天海を生むの文なし。即ち一百三十四歳とする説也。

第三 南麻主計の直話として、北越太平記に記す所に據れば、天海僧正御物語に、此頃甲陽軍鑑と云ふ書物を板行に付、之を見るに、川中島合戦に信玄と謙信と太刀打の年月、場所、大に相違、其上信玄團扇にてうけ候と有之、大



なる虚説也。其時分我等は會津不動院に住し、信玄の祈禱師也。天文二十三年八月、甲州へ檀那廻に行く所に、信玄は川中島にて謙信と對陣と聞き、直に川中島へ見舞に行く、八月十七日也。中略其後又江戸御城にて、横田甚右衛門咄に謙信の太刀にて被切懸候に、信玄は床几に居り團扇にて被受候と語る。慈眼大師大に横田を御叱ありて、甚五郎は未生以前の事を、何とて可存候や、我等は直々に見たるに、御幣川へ乗込み、馬上にて太刀打なり、其節我等は四十五歳云々、傳曰、天海大僧正慈眼大師は、足利公方法住院義澄公の御末子、母は會津の葦名盛高の娘、永正七年に誕生、御父義澄公薨去に付、母と同道會津へ下向、外祖の氏を唱へ平氏と稱す、寛永二十年癸未十月二日圓寂、百三十四歳なりとあるもの、即ち是也。

第四 王代一覽に、寛永二十年八月天海僧正發病、十月二日寂、歳百三十三、野州日光山に葬る。及び、寛明事跡録に、寛永二十年十月、南光坊天海遷化、則被贈慈眼大師于時百三十三歳とあるもの、即ち是也。

第五 上野慈眼堂所藏、足利義真書上、足利系圖の所傳に據れば、十二代萬松院義晴公の直弟、義澄二男天海、御諱龜王丸、永正九年正月誕生、義晴、義維、義榮は播州に隱居義植再度上洛のため龜王丸は叡山衆徒饗庭西林坊光尊隱し置き、永正十一年光尊野州足利の庄に潛み、鐵阿寺に供して下り、夫より會津城主葦名修理大夫盛高を頼む。盛高足利へ高房といふ侍を使者に差越して、會津へ供し下る。盛高永正十四年十二月八日逝。依之大永二年龜王丸出家し給ふ。義植没落、義晴播州より上洛、征夷將軍に任ず。天正七年龜王丸上洛義晴に對面して父子の契約、暫く叡山に在り、又奥州に歸り給ふ。因て義晴子と記載する也云々。即ち百三十二歳とする説也。

第六 本朝續々史記、元和元年の條に據れば、天海は當年歳積りて百六歳なれども、七つ八つの小兒のころの事をも萬事忘れ申されず云々。又開運記。慶長五年の條に據れば、八十三歳云々とあり。共に享壽百二十六歳とする説也。

第七 參州松平御系圖大全に據れば、天海は古河左兵衛佐高基の四男、天文



十一年壬寅生。天正十七年蘆名義廣會津没落の時、天海會津稻荷堂の別當なり、  
四十八歳。寛永二十年十月遷化。享年百二歳云々。

第八 和漢三才圖會に據れば、慈眼大師諱は天海、南光坊法印と號す。姓は  
三浦氏、奥州高田郷人なり。寛永二十年十月二日逝す。其壽未詳凡百餘歳也。

第九 陸奥國大沼郡高田郷龍興寺浮身觀音緣起に據れば、于粵開山より當二  
十八世有號舜幸法印沙門南光坊探題前大僧正、諡慈眼大師は、氏者革名修理  
大夫平盛高の一族、船木氏の御子、父母及壯年御子なき事を憂ひて、文珠菩薩  
へ祈を掛け、生れ給へり。幼年より酒肴喰ひ給ふ事なく、強てすゝむれば嘔吐  
し玉ふ。故に生得の比丘と言ひける。又文珠の化身とも申也。七歳にて舜幸  
法印に隨ひ出家す。この時永祿三年庚申云々と。即ち享壽九十歳とする説也。

此他余の調査に依つて得たる所のもの、更に六箇の異説を算ふるに至れり。  
乃ち之を左に掲ぐ。  
第十 華頂要略、日光門跡代々年譜等に掲ぐる所にして、即ち第二と同じく

享壽百三十四歳とするもの、是也。

第十一 門跡傳毘沙門堂の條下に慶長十四、十二、九賜智樂院號同十七、賜仙波星  
野山同十八、賜日光山慶安元、四、十一、諡慈眼大師寛永廿、十二、寂百廿四歳と註するも  
の、是也。

第十二 下野國志所載宇都宮系圖、正四位左少將右馬頭下野守成綱の直系に、  
孝綱、忠綱の次に女子を擧げ、古河公方左馬頭源高基室、左兵衛晴氏、及宮原  
左馬頭晴直、大僧正天海等之母、享祿三年庚寅十月七日天海誕生後逝去と註す  
る所にして、即ち享壽百十四歳とするもの、是也。

第十三 孝亮宿禰日記、寛永九年四月十七日の條下に於東照社藥師堂法華  
萬供有之云々、導師南光坊大僧正、今年九十七歳と記する所にして、即ち享壽  
百八歳とするもの、是也。

第十四 日先山列祖傳、第五十三世中興座主慈眼大師傳の末に、集衆誠之曰、  
時節已至、我欲行矣、汝等諸人、無事世浮沈提唱宗教足矣、言畢端坐泊然而逝、實寛永二



十年十月二日也、春秋一百有六、と記する所のもの、即ち是也。

第十五 新編會津風土記、大沼郡高田組の條に、釋門、天海、父を船木道光とて清龍寺の文珠堂に祈り、天文十七年正月朔旦に誕生せり。永祿三年龍興寺の現住舜幸を師とし、十三歳にて剃髮す。と記する所にして、即ち享壽九十六歳とするもの、是也。

以上列記する所を約するに、即ち年壽に於て、百三十五(第一)、百三十四(第二)、第三、第十、百三十三(第四)、百三十二(第五)、百二十六(第六)、百二十四(第十一)、百十四(第十二)、百八(第十三)、百六(第十四)、百二(第七)、九十六(第十五)、九十(第九)の十二説に分れ、氏族に於て、足利將軍義澄の男とするもの(第一、第三、第五)、古河公方高基の男とするもの(第二、第七、第十二)、輩名盛高の一族、船木氏の子とするもの(第九)、及び船木道光の男とするもの(第十五)の四説に分る。年壽は始く之を後に譲り、先づ氏族に就いて考證すべし。

第一 足利義澄の男といふ説は、最も廣く世に行はる。思ふに、此説は敢て

後年の傳聞に非ずして、天海在世の頃、早く已に人口に流布したるが如し。これが徴とすべきは、天正日記の殘闕也。此記は、天正十八年六月、江戸經營の命を受けて、小田原の陣中より特派せられたる内藤清成の日記なれば、當年に於ける唯一の資料なるが、その十月一日の條に、「せんばのきたいん參る、しのだのふどういん、是は京都將軍おとしだね也」と記せるに見て知るべし。又柳原紀光の續史愚抄は、後年の纂緝なれども、「寛永二十年十月三日、前大僧正天海(南光坊、東叡山開祖、輪王寺開基、毘沙門堂中興祖、法住院太政大臣義澄男薨)と記し、慶安六年四月、謚號宣下の條にも、亦同一の註脚を下したり。本文校了の後、故文學博士小中村清矩翁の陽春廬藏本たりし、「あつめぐさ」と題する抄本を見たるに、其中に新錢座奉行鳴海家の由緒書あり。三代目鳴海兵庫則賢の由緒に、

錢奉行職相勤罷在候處、永正七庚午年足利將軍尊氏公十代之後胤法住院義澄公若君御誕生也。御母は會津蘆名右衛門大夫盛隆(高?)之姫君也、故有て



會津へ御歸、若君も伴に御下向、此節若君外祖蘆名昔者(半氏姓世に申奉候、右從京都會津え御下向之節、從足利家兵庫を御附下し被成候。

と書上げ、又四代目同刑部重則の由緒には、

義澄公若君御出家之後、不動院御住職被成候節、境内支配役被仰付相勤申候、又兵庫會津にて病死仕候、其後水戸え罷出、佐竹家より扶助を請浪々罷在候。

と書上げたり。天海の義澄が男たるに於て、有力なる證左たるが如し。殊に六代目同兵庫賢信の由緒には、左の新事實を語るを見る。即ち之を左に抄録す。

浪々にて水戸罷在候處、從大僧正出府仕候様被仰遣治部刑部の男兵庫の父者老衰仕候に付、兵庫出府仕候得者先祖代々錢奉行職相勤候前功にて、錢造様可爲鍛鍊と被爲思召付、寛永年中於芝細繩手新錢御用被仰付相勤申候、右御用被仰付候由來之儀は、大猷院様御瑞夢被遊御覽候、御夢中之次第者、從御城南に當て御居城替る、此所え御步行にて被爲往との御夢甚被爲懸御氣、春日御局を以、上野天海大僧正え御考判被仰遣候、大僧正御判釋之次第者、

御城替え者

代替る也

御步行者

御兩足にて被爲往也

右御營中之御儀無之、萬物を買調を代物と申御儀也、代物者錢也、錢を兩足と申也、國中を能走廻ると云儀を以名付也、女語に御足と申故實も、此故也、又足袋を何寸と不言、何文と申も、此故也、御夢之總體金銀也、新に錢を被仰付候者、安治世之御代益泰平樂にて、御子孫可爲御繁榮御吉事を云々

右御判釋之次第被爲聞召、上大に御感悅御機嫌之餘、土井大炊頭様え被仰付重而新錢之置字、將又吹座之場所、錢造鑄物師等大僧正可爲御心儘と也

右之上意を御傳、東叡山之寺號と云當時之年號と云、寛永通寶錢未代不滅之儀、可然吹座之儀者、御瑞夢任方角、從御城南方當て場所、御見立芝細繩手吹座、此節

土井大炊頭様に被召出、錢座頭本人へ被仰付、則試錢百貫文、鑄立奉指上候處、被備上覽、御機嫌宜爲御褒美、御樽肴時服、並金貳拾五兩、拜領仕候、此節被下置貳拾五兩者、錢百貫文之積にて、四貫文に金壹兩之兩替被仰付候、其上御改諸國錢座



爲司寛永天下平等通用重さ一錢八分五厘、口出長錢壹貫文に八百五拾匁に鑄  
 廣メ可申旨、尤其節古錢御停止被仰付候段被仰渡候從是段々相勤申候以下家  
 網誕生に關する金銀錢の事、火防の行法を天海より授られたる事を記す、下略  
 寛永通寶の始鑄は、寛永十三年六月にして、銀座役人秋田宗古之を管したる  
 由貨幣秘録に見ゆ。家光の夢を憂ひて、其判斷を天海に請ひたる事は、東叡山  
 文書に中根正盛の手簡あり、即ち左の如し。

尙々御ゆめちかひの御はらい明朝御上ゲ尤奉存候以上。

あしき御夢御覽被成候間御夢のちかひの御被明日明後日兩日上ゲ可申旨上  
 意に御座候爲其如斯候恐々謹言

九月一日

中根壹岐守判

大僧正

文書に曆年干支の憑るべきなきを以て、明に知る可らざれども、以ふに此文  
 書は、當年のものに非ずして、寛永の夢想に關する文書ならん。東源、譏泰の

二記に、同年大樹熊夢の祥あり、天下の卜筮をして之を考へしむ、諸人猶豫し  
 て決せず、天海獨り浮説を用ひず、一心に東照大權現を信じて、謂へらく、當  
 に嗣子を生ずべしと、以て大樹に聞するよしを記せり。殊に中根正盛は、寛永  
 十五年正月に敍爵して、始て壹岐守と稱したれば、此文書が其以前のものなら  
 ぬ事は明也。  
 今之が眞譎を判ぜんとするには、正確なる足利系圖に據るを以て勝れりとす。  
 乃ち續群書類從所載の足利系圖は左の如し。

義 澄 文明十二年十二月十五日誕生、母權大納言藤原陸光卿女、明應二年十一月廿四日任征夷大將軍、永正五年二  
 月十六日京都没落、同八年八月十四日江州岡山城薨、三十二歳。

義 晴 永正八年三月五日誕生、同年自江州到播州下向、同十八年自播州上洛、大永元年十二月廿四日征夷將軍、天  
 文十五年十二月廿日右大臣、同日與奪將軍任息男、天文十八年六月廿七日、將軍御父子没落江州、同十九年

義 維 五月四日薨於江州穴太、四十歳。  
 大永七年七月十三日敍左馬頭、無覺寺殿、道號中山。

義 榮 永祿十一年二月八日征夷將軍、同年九月薨腫物薨。



義輝

母准后關白尙通女、天文五年三月十日誕生、同十五年十一月廿日征夷大將軍、二十二年八月朔日大薨以下出奔、永祿四年七月廿八日江州出陣、八年五月十九日三好家爲沙汰生害、三十歳。

義昭

母慶壽院、義輝同腹弟也、天文六年十一月三日生、永祿十一年六月信長合力入洛、十月十四日征夷大將軍、天正元年信長不和、合戦敗北、同十三年出家、號昌山道久、准三后、慶長二年八月廿八日薨、六十二。

周壽

同母、鹿苑寺、永祿八年生害。

女子

大慈院、同母。

女子

寶鏡院理源、母一色式部少輔女。

女子

若狹武田大膳大夫義統室。

女子

三好義次室。

寫本諸家系圖并に刊本諸家大系圖は、幾分省略したれども、男系は之と異なることなく、義澄の直系には、單に義晴、義維をのみ挙げ、他に天海に擬すべきものを掲げず。又足利義真書上げ、足利系圖の所傳の如く、義晴の直系に屬するものとせんか。其系には、萬松院義輝、靈陽院義昭、鹿苑寺周壽の三男子、

五女子あれども、男子は皆九條關白尙通の女の生む所にして、此にも亦一人の天海に擬すべき者を見出す能はず。鳴海家の由緒書は、第一、第三及び第五の諸説に裏書を與へたるに似たれども、華名盛高の女が、果して將軍家の夫人たりし事實ありや否やは、不明なり。

足利將軍累代の夫人は、孰れも槐門卿相の貴戚にして、未だ麾下の列侯より納れたるを見ず。唯だ獨り義澄の夫人は、義晴の母氏を明かにせざるを以て、其何人の女とも詳ならざれども、按ずるに、禮聘したる夫人とてはなく、局家女房の類に縁りて、二子を挙げたるには非ざる乎。元來義澄は、關東公方堀越御所政知の三男なりしを、細川政元竊に入洛せしめ、先づ天龍寺の喝食となし、將軍義材を逐ふに及びて、擁立して將軍たらしめ、政元歿後も、年少氣銳の澄元が意を迎へて、在職十六年、徒に虚器を擁したるに過ぎざれば、娶婚の事すら意の如くならざりしやも知るべからず。若し其夫人が華名氏の女なりしとせば、何を憚りて姓氏を系譜より削るべきや。更に進んで詮索すれば、當時



天下麻の如く亂れ、隣國の交通すら杜絶する時、危険を冒し、不便を忍び、遠く二百里外の奥州の一侯伯の女を妻るべき理あるべしとも思はれず。矧んや系譜之を示さず、紀傳も亦傳へざるに於てをや。されど、この足利系圖とても決して完全のものとはいひ難し。何となれば、義維を義晴の次に列して、恰も其弟なるが如く表示すれども、三好記に據れば、義維が子義榮、島公方義植の跡を嗣ぎ、永祿十一年十四代の軍職に陞り、秋九月薨ず、時に歳五十八とありて、是を推算すれば、其生誕は永正八年にして、義晴と同齡なり。さすれば義維は、義晴に長ずること、少くも十六七年の兄ならざるべからず。假に十六歳にして義榮を誕したりとすれば、義維は義澄十七歳の子にして、長子たること勿論なり。然るに長幼を錯置し、嫡庶を顛倒したるは、杜撰にあらずんば、則ち正閏の差別あるが爲ならん。蓋義維が母は、其族義晴の母よりも卑しく、之が爲に世に立つ能はず、空しく阿波に竄れて、徒死するの已なきに至りしものなるべし。元來義維は史上の黑影にして、新井白石も亦疑ひを抱きたる程な

れば、詳悉し難きは言ふまでもなけれども、かく考へ來れば、義澄の後宮の整はざりし一端は、窺知し難きにあらず。是れ職として正室なきに由ると言ひ得べからざるにもあらざるべき也。

第五に擧げたる北越太平記の説は、古武士の直談にして、最も信憑すべきが如し。此説にして眞正ならんには、縦令足利義澄の男ならざるも、永正七年生誕の歳時は、牢として抜くべからざる也。太平記の記する所に據れば、南麻主計は、上州瀧之澤松橋の城主たりしが、後年天海僧正の推舉に由りて、紀州徳川家に召し出されたりと云へり、依つて侯爵徳川頼倫氏の家司に就き、南麻氏の由緒を問ふ所ありしが、同家には家祖南龍公、始て封を駿河に受けてより、近く明治廢藩に至るまで、精細に家士の分限を記録せる簿冊存し、一目にして其出入を知るに足る。されど、曾て南麻主計の姓名を見ず、又松橋城主の新規召抱へられたる記事あることなし。或ひは他家の誤傳ならんとの答を得たり。是を以て審に記文を檢察するに、疑ふべきもの二三にして止らず。其時分我



等は會津の不動院に住し、信玄の祈禱師たり」と云ひたる由に記すれども、此言決して天海の口舌に出でたるものに非ず。何となれば、天海が會津にて住したるは不動院に非ずして稻荷堂なり。天海が住したる不動院は、會津に非ずして常陸江戸崎なり。之を年代に配すれば、則ち稻荷堂に別當たりしは、天正元年にして、天文二十三年より十九年の後なり。又不動院に住職したるは、天正十七年にして、更に十七年の後なり。且つ「信玄の祈禱師たり」として、陣中見舞の當然なる事を舉證したれども、當時信玄は禪門に歸して一乘を信ぜず。其始めて天台に歸し、教觀を學するに至りしは、永祿九年の事にして、是亦天文二十三年よりは、十三年の後なりとす。尙信玄の始て天海を知り、其偉器を尊んで歸依の念ひを寄せたるは、元龜二年の秋、毘沙門堂論議の際なること、諸傳の示す所の如し。此等の錯誤を綜合して考ふるに、北越太平記は、所謂神官の野乘にして、荒唐妄誕、必ずしも資料とするに足らざる書たるを知るべき也。其引用する所の傳の如き、深く詮考を費すを要せず。

以上考察し來る所に就て稽ふるに、即ち義澄男といへる諸説は、史上何等の根據を有せざる世傳の訛説たるや知るべき也。されど、茲に一の抹殺すべからざるものあり、天正日記の記事是也。思ふに天海が足利將軍の裔たるよしは、當時既に世上に流布したるものなるべく、内藤清成も亦此風評を耳にして、特に日記に註記したるものなるべし。此風評の因つて起る所以は、今にして稽ふべからざれども、天海は深く禪機に達して、好んで不即不離の語を吐き、應答人の意表に出でたる事あるが如ければ、偶人の俗氏を問ふに方りても、端的に家系を説くことなく、常に奇矯の語を以て道破したるより、問ふ者徒に模索に勞れて、遂に真相を捕捉する能はざりしならん。而も其道貌俊邁にして、衆を服するの威風を具へ、其品位超絶にして、俗に異る舉止あるを見て、彼必ず凡人に非ず、蓋し貴族の隠子なりと喧傳したるもの、其一因なるべく。又是れを以て直ちに足利將軍の裔なりと妄信するに至りしは、即ち其家紋なり。天海は革名氏の族として、常に其家紋を用ふ。革名氏は三浦義明の子、佐原義連よ



り出て、三浦氏の三引兩を略して、二引兩として常用したるが如し。新編會津風土記に據れば、大沼郡高田町、國幣中社伊須美神社に、高田城主革名盛安、盛常父子納むる所の神輿あり、左三巴の神紋に配して、丸に二引兩の家紋を打てりと云へば、革名氏の二引兩を用ひたるは、動かすべからざるものに似たり。革名氏は平家なり。足利氏は源氏なり。家系に於て些の因縁なしと雖も、偶家紋を同じくせり。而も一は邊陲に隠れて、多く世に知られざるに、一は天下將軍として、億兆仰瞻の表に立ち、二引とだにいへば、直ちに將軍の紋章として崇敬すること、數百年の因習となりて國に遍滿せり。然るに、天海所用の什器、多く此紋章を附する物あるを見て、彼僧は疑ひもなく足利將軍の落胤なり、惑ふ者あらば、請ふ去つて其紋章を見よと稱する者あるに至り、一犬虚に吠えて、萬犬實を傳へ、遂に百世の下史家をして謬り傳へしむるに至れる也。こは稍や穿に過ぐる嫌ひなきにあらざれども、他に的確の資材なきを以て、斯く假定せんと欲す。

第二、古河公方足利高基の男とする説の内、參河松平系圖大全の如く、高基歿後八年にして生誕したるが如き妄説は、敢て考定を要せざれども、宇都宮系圖の所傳は、默過すべからざるものならん。天保十二年書上げ、宇都宮彌三郎系圖には、從四位下侍從下野守正綱の女、古河高基に嫁し、永正七年天海を生むとし、正統系圖には、成綱(正綱男)の女、古河御所熊野御堂、高基公御臺、晴氏將軍母公、享祿三年庚寅十月七日遷化とし、他の宇都宮系圖には、成綱の女、古河政氏室、永祿三年庚寅十月七日卒とありて、三譜悉く其傳を異にす。尙續群書類從所載の宇都宮系圖を見るに、成綱の女、古河御所政氏室、享祿三年庚寅十月七日卒とありて、第三に掲げたる宇都宮系圖と其趣を一にしたり。第三系圖に、永祿とあるは、享祿の誤りなるべし、永祿三年は庚申にして、庚寅にあらざればなり。依つて下野國志所載の宇都宮系圖に照すに、

成綱

正四位、左少將、右馬頭、上野守、關三郎、母佐竹掃部助源義親女。  
永正十三年丙子十一月八日卒、四十八、法名長淵禪之、號慈光寺。



忠綱

從四位侍從右馬頭下野守、母那須掃部助藤原實親女。大永七年丁亥十月十六日卒、法名靈山長雲。

女子

古河公方左馬頭高基室、左兵衛晴氏及宮原左馬頭晴直、大僧正天海等之母、享祿三年庚寅十月七日天海延生後逝去。

女子

結城左衛門督藤原政朝室、左近將監政勝及小山高朝母。

とありて、成綱の女の古河高基に嫁し、天海を誕したるは、事實の如く成り來れり。然れども、彌三郎系圖は、正綱の女とす。代に於て一世の差あり。他の二系圖は、古河政氏(高基父)の室とす。此にも亦一世の差を生ず。是を以て續群書類從所載の古河公方系圖を照合するに、

政氏

從四位下左馬頭、享祿四年七月十八日卒、號甘棠院道山吉長。

高基

從四位下、左馬頭、天文四年六月八日卒、號潛光院高山貴公。

義明

初出家法名空然、號八正院、永正七年還俗、任右兵衛佐、號小弓(生實)御所、天文七年十月五日戰死於下總國府塞。

賴基

與義明同戰死。

貞岩和尚 甘棠院開山。

女子 松岡十六世渭維和尚。

晴氏

又名藤氏。

母字都宮下野守成綱女、從四位下左馬頭(左兵衛頭)、義晴將軍賜諱字、號晴氏、永祿三年五月二十七日卒於下總國關宿、法名系山道統號承仙院、又號妙泰院。

雲岳

甘棠院院二代。

晴直

初名靈廣、三郎、左馬頭。

爲上杉憲房所養、繼關東管領職、稱上杉靈廣、後憲房子憲政及長讓職於憲政、退居上野國宮原、復本姓又改名晴直、入稱宮原御所、號春院。

義勝

彈正少弼、祥雲院。

東岳

甘棠院三世。

とありて、政氏の室は關けて傳はらず。高基の室は、明かに宇都宮下野守成綱の女たり。而して之に三男子あること、亦下野國志所載系圖と異ならざれども、此れには二男に僧雲岳を擧げ、彼れには三男に大僧正天海を擧ぐ。雲岳は疑ひもなく高基の男にして、甘棠院第二世の住持たり。甘棠院は武藏國埼玉郡久喜



町に在る臨濟の巨利也。新編武藏風土記稿第二十一卷を見るに、政氏嫡子高基と不和になりし時、來りて此處に館したるを、後年捨て、寺院となし、己が眞堂とする爲に、其子僧貞巖縁起には弟とありしを、甘棠院の二世に坐し、後また之を其り。されば、雲岳は叔父の衣鉢を受けて、甘棠院の二世に坐し、後また之を其姪東岳に付したること、系譜の示す所の如くなり。國志所載の系圖に、大僧正天海とあるは、蓋雲岳の謬傳也。原系には單に僧とのみありしを、後人天海の足利氏の隠子たる説に惑はされて、之を天海としたるもの、遂に此註記を生ずるに至りしならん。足利譜にも關東公方の系を傳ふれども、曾て天海の記入なきを以て見れば、恐らく此推測を外れざるべし。

斯くの如く考案し來れば、即ち古河高基の男とする宇都宮系圖の説も、後人附會の言に過ぎずして、更に信憑すべからざるものとなれり。剩す所は、唯第三、第四の二説あるのみ。

第三、輩名盛高の系族、船木氏の子といふもの、及び第四、船木道光の男と

いふものとは、固と同一説なるを以て、併せ考ふるを利便なりとす。陸奥國大沼郡高田城は、南北朝の頃築かれたる城塞にして、文明の末までは、小侯宮内少輔といふ者、之を領したりき。當時會津郡黒川の城主輩名修理大夫盛高、會津仙道一統の志あり、屢々高田城を侵すと雖、城兵克く禦ぎて抜くべからず。偶々小侯の一族城を出て、宮川に遊漁す。盛高謀知して不意を討ち、小侯氏亡び、城竟に陥る。是文明十三年五月の事なり。爾來高田城は、何人の領有せしか、史籍の徴すべきものあらざれども、伊佐須美神社、清龍寺文珠堂等に存する古寶器に徴するに、輩名盛安、盛常の父子相繼いで領有したるが如し、盛安は何人の子なりや、更に稽ふべからざれども、蓋盛高の弟ならん。永正十二年四月、清龍寺文珠堂に奉納せる鐘銘を見るに、大檀那平盛高、同平盛安と並び記せり。因つて考ふるに、盛高、盛安は單純なる同族本支の關係に止まらずして、連枝の關係ありたるものなるべしと思はる。或は父子にもやと思はれざるにあらざれども、輩名系圖には、盛高の直系に、出羽判官盛滋、遠



江守盛舜の二子を擧げ、盛滋大永元年に卒して、弟盛舜家を繼ぎたることを示す。又大永六年には盛安既に老て、家を其子盛常に譲りたるやの徴憑あるを以て見れば、盛安は盛高の子に非ずして、必ず其弟なるべきを信ぜざるを得ず。高田城主革名氏の考證は、姑く此に止め、更に船木氏に就て考ふるに、慈眼大師誕辰考には、船木氏の略系を掲げ、其僧正天海五代の祖船木兵庫亮正恆、前には足利氏に屬し、後ち宮方に歸す、奥州會津に來りて高田に住し、革名盛員に仕ふとあり。又高田龍興寺所在船木氏の墓銘には、船木兵部少輔景光者、三浦氏爲通の末子、革名盛氏公之系族、二本松左馬頭吉照之二男、二本松右京亮吉繼之子也云々、革名盛氏公内室弟、船木左近輝景長子、釋天海父也、天文九年子七月朔日と刻し、又此墓に並べて一碑あり、之には、船木兵部少輔景光内室、船木輝景息女、釋天海母也。永祿二年亥三月十七日と銘したるよしを記せり。天海五代の祖正恆が仕へたる革名盛員は、大夫判官遠江守と稱し、建武二年八月七日相摸片瀬川に於て父子共に戦死したる事、太平記に見えたり。

即ち革名氏中興の祖若狭守直盛の先代なり。又景光夫妻の碑銘は、若し當年の建立なりとせば、動かすべからざる憑據なれども、若し又後年の建立なりとせば、即ち天海の聲譽に基きて、傳記に吻合せしめんが爲め、曲筆舞文したるものなるやも知るべからず。強ち之を信ぜべからざれども、船木氏が久しく高田に居住せる土豪たりし事は、菩提寺に多くの古碑を有するにて知るに足る。慈眼大師誕辰考は、何人の考證せしにか審かならず。松平正之の會津風土記に、慈眼大師、姓船木、諱天海、大沼郡高田人、永徳年中從舜幸薙髮于同郡龍興寺とあるを根基とし、傍ら新編會津風土記に、慈眼大師、父を船木道光と云ふとあるを引證して、諸説を辨妄したるものなれば、決して信賴すべき書に非ず。永徳は北朝後圓融天皇即位十年より十三年に至る年號にして、南朝の弘和に當り。假に永徳三年に薙髮したりとするも、寛永二十年まで、法臘二百六十一歳となる。十一歳にて得度したりとすれば、年壽方に二百七十一歳なり。天下此の如き長壽の人あるべしや。言ふまでもなく、永徳は永祿の謬寫なり。龍興



寺は會津舊事雜考にも記す如く、嘉祥年中慈覺の創建なれども、應安(北朝)年中、僧惠雲に依りて中興し、夫より十二傳して幸舜に至りし事を思は、直ちに永徳の徳は祿を誤りたる事に想到すべき筈なり(應安七、永和四、康曆二、康曆三年二月、永徳と改元す)。是れを之れ思はずして、正之の學植、林幹、人格を崇敬し、遂に其錯字をも妄信して、不稽の辯を弄する事となれり。熱誠は愛すべしと雖、論據を愆りたれば、徒らに無用の長舌たるに歸す、憐むべき哉。さりながら、天海が華名盛高の系族、船木氏の子たる一事は、是に由つて確定の資材を供給せられたるなり。東叡山寛永寺に於て、新に採蒐せる文書に就て調査するに、船木家に傳來する系譜には、兵部少輔景光に二子あり、長男兵太郎は僧天海となり、二男藤内は、景信と稱して家を繼ぎたるものとなれり。又龍興寺所藏の系譜には、天海僧正は享祿元 戊子年正月朔日御降誕、十一歳而天文七 戊戌年大沼郡赤館庄高田天台宗道樹山玉泉院龍興寺舜幸法印御師絶而以出家と記載せり。原書の年號、享祿、天文の墨色に異状あるよしなれば、

年曆は信ずべからざるも、生誕、得度の出所は、甚だ明確となれり。然れども、新編會津風土記には、父を船木道光と云ふと記し、此には船木景光とありて相一致せず。或ひは道景いづれか謬りにもやと思はれたるが、高田町長田中仙三氏の説に據るに、此地方にては、中興の祖、若くは家に功勞ある人を呼ぶに、其諱を稱することなく、總て法號を稱するの慣例あり、之が爲に土地帳に誤つて道光と記したるを、風土記編纂の際其まゝ、襲用したるものならんと云へり。余輩武邊の家に在りても、直接故人の名を呼ぶは稀にして、法字を敬稱に用ふるを例とす。例之ば徳川家康と呼ばすして、東照公と稱し、秀忠家光以下皆台徳院、大猷院等の法字を以て行はる。源敬公、南龍公、義公、烈公の類皆此の例に漏れず。現に會津に在つて其藩祖を呼ぶに、神公の敬稱を以てするの俗、今日に迫ぶの實を見れば、則ち田中氏の説は、最も其當を得たるものと謂ふべし。龍興寺に存する天海が父母の牌には、



天文九庚子年七月朔日

○椿萱院殿義永道光居士

浮身院殿觀光妙照大姉

靈位

永祿二己未三月十七日

と銘し、牌陰には船木兵部少輔景光靈と彫りたりと云ふ。此牌上に葵の紋章を附したるを見れば、天海幕朝の戒師となりたる後の物なるべし。然れども、其製最も古くして、書體の如きも、寛永以後の風にあらずといへば、天海在世の製なるやも知るべからず。是に因つて、船木景光なることを舉證し、又母氏の名を照と稱びし事、并に父母の歿年を知り得たるは、大に文獻の闕漏を補填して餘りありと謂ふべし。

船木輩名二家の交渉に至りては、斷簡零墨の徴するに足るものなく、今にして之を知悉すること、到底企及すべからざるが如し。然れども、天海が輩名氏を尊重して、常に敬事し、自らも亦其系族たることを表明したるは事實なり。和歌山市小笠原通り、男爵三浦英太郎氏は、三浦將監爲時の裔にして、爲時は

天海の姪に當ると云ふ。家に藏する所の海老鎖切の太刀は、天海より傳來する所、現に當年の讓狀を存せり。

今度參府仕合能歸國珍重存候彌奉公不可有油斷候仍三浦重代清和三浦十二天、蛇切丸海老鎖切天狗呼右五腰者代々相傳之利劍有其謂事候一亂之砌頃紛失、海老鎖切耳相殘候自然爲名代相傳隱置候へ共、沙門云老後云貴公へ相渡候至子々孫々名字之可爲重寶候猶度々直談申渡候間不能具候恐々謹言

林鍾五日

天海花押

三浦將監殿

人々御中

こゝにある名代は、即ち名字の代表者として相傳したる謂ひにして、天海自ら三浦氏の系族たることを語るもの也。又男爵家に存する三浦長門守の系譜にも左の一章あり、彼是併せ觀れば、三浦系即ち輩名氏の類系なるを知るべき也。

寛永元年甲子年二月爲時日光山え社參仕候節慈眼大師日光に被成御入幼少之



時御約束之三浦重代海老鎖切之刀爲時に御渡被下候其節大師御申聞候に者  
 吾俗種者葦名氏也幼少に而爲僧候共太刀常携之子與家之有器量幼稚之初心  
 已に欲許子差賜之由にて御讓被下候右刀竝御添狀今に所持仕候  
 一右海老鎖切之刀三浦介時繼被誅候後慈眼大師御手入御座候を爲時え御讓  
 被下儀に御座候

龍興寺墓銘を見るに、景光は二本松吉繼の子にして、出て船木氏を襲ひ、備  
 人は葦名盛氏の夫人の弟船木左近輝景の女なるが如し。盛氏の夫人は考ふべ  
 き典據を闕くが故に、何人の女なるか知らざれども、盛高の夫人は伊達氏の女  
 なり。(大膳大夫尙宗、若しくは左京大夫植宗の女ならん)盛氏亦其子盛興の爲  
 に伊達左京大夫晴宗の女を娶りしに見れば、領内の被官、若しくは處士の女を  
 妻るべき所由を知らず。必ずや奥羽近國の侯伯より聘へたるべきを信ず。然ら  
 ば則ち、天海と葦名氏とは、如何にして系族の關係を生じたるか。得て知るべ  
 からざれども、余は前後の事情に考へて、其母方に繋がるものなることを思ひ、

假に高田城主葦名盛常女、船木景光に適きて天海を生むとしたる也。此説固よ  
 り余一個の想定に過ぎずと雖、他に確然たる反證を得ざる以上、姑らく之を固  
 執せんとする也。

世系、方處の二點は、略ぼ此に盡く。尙ほ盡きざるは年壽也。抑々天海が長  
 壽なりし事は、世に隠れなき事實なれども、果して行年幾干にして寂したるか、  
 其差四十五歳に出入するを以て、輒く考へ難し。但永正六年より享祿三年に至  
 る生誕説、即ち百三十五歳より百十四歳に至る享壽説は、上來の考證に據つて、  
 既に問題の消滅となれり。仍て天文五年より同二十三年に至る、百八歳乃至九  
 十歳の諸説に就て考ふるに、余は近代の學説に隨つて、天文五年生誕、年壽一  
 百八歳の説を採らんと欲す。其徴として引證すべきは、壬生官務の日記、即ち  
 孝亮宿禰日次記なり。是は讀んで字の如く、其日々々の日次の記にして、決し  
 て後代の補筆を許さざるものなるは言ふまでもなし。殊に壬生孝亮官務として  
 日光山の勅會に臨み、親しく其祭事を目睹し、自ら其年齡を耳聞して、特に後



年の記憶に備へん爲め、手録したるものなれば、寛永九年に於て九十七歳たりし事は、十分信を置くに足る。加之、慶長十五年九月、比叡山法華大會の際、廣學堅義探題職を請ふ款狀に、夏臘既闌、傾于七旬の語あり。之を百三十五歳として算すれば、年壽百二歳、法臘九十一となり、更に之を年壽九十歳にて算すれば、齡五十七、七歳得度とするも、臘僅に五十一に過ぎず。何ぞ七旬に傾くと謂はむや。試みに天文五年生誕、天文十五年得度を以て算するに、年壽に於て七十五歳、夏臘に於て六十五なり。乃ち七旬に傾くと謂ふを得べし。之を以て外の年臘に充つるも、一として七旬に應ずるものなきを見れば、則ち年壽一百八歳を以て、最も其眞を得たるものといふ可し。又之を傳記に徴するに、元龜二年、甲府大論議に參したる時、天海亦入此會、于時位丁中臈の文あり。天海時に三十六歳、正に中臈に斑す。且つ是れより正覺院僧都豪盛に師事して慧心流の奥儀を修む、豪盛時に年四十六、年齒の差十一歳に過ぎざれども、一は山門三院の宿老、一つは無住抖擻の凡僧なれば、恰好の師弟なるべし。若し百

三十五歳説に應ずれば、既に六十二歳にして、位上臈に丁り、師に長すること十七歳、太だしき晩學となる也。

孝亮宿禰日次記に據りて、天文五年生誕、年壽百八歳とするは、決して余が創意に非ず。明治二十年、内閣修史局に於て、史徵墨寶を刊するに臨み、始めて考證唱道したるより、爾來殆ど史界の定説と爲り來れり。余も亦史徵墨寶考證の説を採りて、更に天海自ら起草せる款狀の語句に照し、法友附弟の選述せる傳記の文字を引いて、愈々其誤りなきことを立證したる也。文學博士吉田東伍氏も史徵墨寶考證の説を採りて、其著大日本地名辭書に、天海の年壽を百八歳と記せり。然るに博士は、其誕辰を新編會津風土記に採りて、天文十七年としたるは、何たる杜撰ぞや。天文十七年より寛永二十年に至る年曆は、九十六年に過ぎざるに非ずや。

輓近一部の考證家に於て、天海は明智光秀の後身なり。光秀山崎の一戦に敗れ、巧みに韜晦隠匿して、出家して僧となり、徳川家康に昵近して、深く其帷



幕に参し、以て豊臣氏を亡滅し、私かに當年の怨を報ひたりといふ奇説を唱道する者ありと聞く。是れ畢竟するに、天海の出所明かならず、年壽定まらざるが爲に、諸種の揣摩憶測を生ずるに至れる也。方處、歳時、年壽の三者にして明哲ならんには、誰か異説を造作し、妄誕を附會する者あらんや。

又天海が法諱に就ても、諸傳の甚だ深切ならざるを憾とす。南光坊の號は、山門の執行探題たりし後のものなること、最も視易き事實なれども、諸傳多くは其以前より濫用するが如く、天海の法諱も、必ず出家當時のものに非ざるべし。其得度の師は舜幸と稱し、其修學の師は皇舜と稱す。龍興寺は現に世良田長樂寺の末寺なれども、當時果して然りしや否やは不明なり。されば、舜幸と皇舜とは、或は師資の法縁ありしに非ずやと思はれざるに非ずして、天海が初名は、必ず舜字を稱したるべしとは、余の先づ想起したる所也。天海の名は、天空海潤の意に採りたること、猶空海の如かりしならんと考へらるれど、由來沙門の名字には別種の典故ありて、多くは師家の偏諱を襲踏するを常とす。今

天海の師事したる老僧にて、天字を冠したる者を索むるに、遂に一人をも得べからず。海字に至りては、長樂寺眞言院の宣海あり。無量壽寺北院の豪海あり。一は葉上派密印灌頂の師なり。一は台教相承の師なり。共に偏諱を戴くに足ると雖、宣海は單に一部相傳の師たるに過ぎず。豪海は衣鉢を承け、後住に備はりし付法なれば、天海の諱は、恐らく豪海より受る所ならんと思惟したり。何となれば、無量壽寺は、中興尊海僧正より、累世の住持皆な海字を用ひて、殆ど寺傳の如く爲りゐるを以てなり。果せる哉、天正日記附考に左の考證あり、曰く、

又按に進藤夕翁手簡寄安澹泊に嘗て天海手書の中臣祓抄を見るに、其奥書に、檀那盛重爲祈念書之不動院隨風とありと。又不動院なる智證五大尊の裡書にも、醫王山法印大尙和隨風花押とあり蓋天海不動院に在りし頃、別名を隨風と云へるなり。是等の逸事に至ては、傳記以下一も擧ぐる所なし、其疎脱あること乃ち如此なり。



と、余考ふるに、これ必ず別名にあらずして、天海の前名なりと。即ち北院嗣法以前に在りては、隨風を以て稱すること、したり。然るに、本書再校を了するの際、偶々日光大黒山慈眼堂天海藏中に就て、左の如く手記せる手抄本あることを發見し、長澤徳玄師特に其寫真を示されたり。仍て僅かに本文に「無心」の別號を補訂し、更に其寫真を掲出する事としたり(第一圖參看)、其書左の如し。

隨風大和尚

菩提心論

慶長仁曆西三月一日常州江戸崎不動院法印大和尚隨風點之花押

福陽沙門

天澤抄私記

無心花押

隨風子  
改天海

人天眼目抄

是に由つて之を觀るに、天海不動院に於ては、尙隨風の稱を改めざりしと覺し、北院先住豪海僧正遷化の翌年、即ち慶長二年に至るまで、依然舊稱を用ゐたること此の如し。人天眼目抄は幾年の手寫に係るか、之が年曆だに審なれば、即ち隨風を改めて天海と稱したる時期も判明すべけれども、今にして之を知るによしなきを遺憾とす。而して隨風の號は久しく別號の如く用ゐると思はるゝ節あり。乃ち妙法院に存する手簡の内、風子の名を用ゐたるものあるを以て之を知る。要するに、天海始め隨風と號し、北院に住するに及んで、慣例に違つて名を天海と改め、隨風を以て其別號としたる一事は、敢て否定すべからざる史實となれるが如し。

上來列舉する所、未だ精致ならざるが如くなれど、紀傳に須要なる方處、歳時、年壽の三大約束は、略々要領を悉くしたりと信ず。倘し假すに日子と餘暇とを以てしたらんには、尙ほ深密に考證し、詳細に查察して、大に真相を拉把するを得べけん。然れども、本書既に印刷を了し、發刊の期將に來らんとする



考異  
 を以て、永く討尋檢索を持続するを許されず、是を以て茲に一先づ考異の稿を  
 結ぶことゝしたり。庶幾くば天下博識の諸賢、淺學を捨てず、短才を陋まず、  
 幸ひに高教を垂れて、以て本傳大成の業を全うせしめられんことを、伏して懇  
 禱切願の至に堪へず。

大正丙辰八月

須藤光暉識す

慈眼大師天海大僧正年表

後 緒 原						代 歴	
一	一	〇	一	九	八	七	六正永
戌	甲	酉	癸	申	壬	未	辛
						午	庚
						巳	己
						支	千
						齡	年
<p>事 蹟</p> <p>○ハ大師ノ附歴ヲ表シ                      △ハ關係大事記ヲ表ス</p> <p>○九月十八日慈眼大師城州或は江州に生る、足利十一代將軍義澄男、母は奥州會津高田城主三浦盛高女也(福山藩三浦小五郎書上)</p> <p>○天海生、母は宇都宮正綱女熊野御堂、古河公方足利高基男也、幼字龜王丸(宇都宮彌三郎系譜、華頂要略、日光門跡代々年譜)</p> <p>○寛永二十年十月天海僧正寂、年百三十三、即ち本年生誕也(王代一覽、寬明事跡錄)△八月源義澄近江岳山に薨す。</p> <p>○御諱龜王丸東叡山開山贈慈眼大師實者義澄御子永正九年正月誕生(足利代々系譜)</p> <p>△十一月將軍義尹名を義植と改む。</p>						一	一
						二	一
						三	一
						四	一
						五	二
						六	三

慈眼大師天海大僧正年表







後								奈								
二	三	四	五	六	七	八	九	一	二	三	四	五	六	七	八	九
巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌
二五二四二二	一六一四四	二六二五二四	二七二六二五	二八二七二六	二九二八二七	三〇二九二八	三一三〇二九	三二三一三〇	三三三二二九	三四三三二八	三五三四二七	三六三五二六	三七三六二五	三八三七二四	三九三八二三	四〇三九二二
二五二四二二	一六一四四	二六二五二四	二七二六二五	二八二七二六	二九二八二七	三〇二九二八	三一三〇二九	三二三一三〇	三三三二二九	三四三三二八	三五三四二七	三六三五二六	三七三六二五	三八三七二四	三九三八二三	四〇三九二二

良								後								
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七
寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午
二五二四二二	一六一四四	二六二五二四	二七二六二五	二八二七二六	二九二八二七	三〇二九二八	三一三〇二九	三二三一三〇	三三三二二九	三四三三二八	三五三四二七	三六三五二六	三七三六二五	三八三七二四	三九三八二三	四〇三九二二
二五二四二二	一六一四四	二六二五二四	二七二六二五	二八二七二六	二九二八二七	三〇二九二八	三一三〇二九	三二三一三〇	三三三二二九	三四三三二八	三五三四二七	三六三五二六	三七三六二五	三八三七二四	三九三八二三	四〇三九二二



後		奈		良		正	
二	〇二	二	二	二	三	二	二
亥	辛	丑	癸	卯	乙	辰	丙
六	一	八	一	〇	二	一	二
△陶晴賢大内義隆を弑す明の交通絶之耶蘇教徒入す△武田晴信入道して信玄と號す。	△北條氏康上杉憲政朝定を亡す。	○大師初めて比叡山に登り神藏寺實全に學ぶ△八月二十一日菴名遠江守盛舜卒す△武田信玄村上義清を逐ふ。	○大師七歳にして舜幸法印に隨ひ出家すこの時永祿三年庚申(浮身觀音緣記)即ち本年の誕生に當る△將軍義藤名を義輝と改む△徳川家康初て鏡を著す△北條氏康古河城を陥る。	○大師三井寺に遊び俱舎性相を勸學院權僧正尊實に聽く△十月二十三日改元△甲越の兵川中島に戦ふ△毛利元就陶全を亡す。	○大師南都に遊び日本書紀を成重に問ふ△正月家康駿河に加冠し次郎三郎元信と稱す。	○大師興福寺に寓し法相三論を僧都空實に問ふ△九月後奈良天皇崩す△十月正親町天皇踐祚△家康今川義元の女を娶り藏人元康と改む。	○大師丁喪△本願寺光佐即位の資を獻す△三月徳川信康生る。
一四二	一四〇	一三六	一三五	一三三	一三二	一三〇	一二九
一四三	一四一	一三七	一三六	一三四	一三三	一三一	一三〇
一四四	一四二	一三八	一三七	一三五	一三四	一三二	一三一
一四五	一四三	一三九	一三八	一三六	一三五	一三三	一三二
一四六	一四四	一四〇	一三九	一三七	一三六	一三四	一三三
一四七	一四五	一四一	一四〇	一三八	一三七	一三五	一三四
一四八	一四六	一四二	一四一	一三九	一三八	一三六	一三五
一四九	一四七	一四三	一四二	一四〇	一三九	一三七	一三六
一五〇	一四八	一四四	一四三	一四一	一四〇	一三八	一三七
一五一	一四九	一四五	一四四	一四二	一四一	一三九	一三八
一五二	一五〇	一四六	一四五	一四三	一四二	一四〇	一三九
一五三	一五一	一四七	一四六	一四四	一四三	一四一	一四〇
一五四	一五二	一四八	一四七	一四五	一四四	一四二	一四一
一五五	一五三	一四九	一四八	一四六	一四五	一四三	一四二
一五六	一五四	一五〇	一四九	一四七	一四六	一四四	一四三
一五七	一五五	一五一	一五〇	一四八	一四七	一四五	一四四
一五八	一五六	一五二	一五一	一四九	一四八	一四六	一四五
一五九	一五七	一五三	一五二	一五〇	一四九	一四七	一四六
一六〇	一五八	一五四	一五三	一五一	一五〇	一四八	一四七
一六一	一五九	一五五	一五四	一五二	一五一	一四九	一四八
一六二	一六〇	一五六	一五五	一五三	一五二	一五〇	一四九
一六三	一六一	一五七	一五六	一五四	一五三	一五一	一五〇
一六四	一六二	一五八	一五七	一五五	一五四	一五二	一五一
一六五	一六三	一五九	一五八	一五六	一五五	一五三	一五二
一六六	一六四	一六〇	一五九	一五七	一五六	一五四	一五三
一六七	一六五	一六一	一六〇	一五八	一五七	一五五	一五四
一六八	一六六	一六二	一六一	一五九	一五八	一五六	一五五
一六九	一六七	一六三	一六二	一六〇	一五九	一五七	一五六
一七〇	一六八	一六四	一六三	一六一	一六〇	一五八	一五七

町		親						
一	〇一	九	八	七	六	五	四	三
辰	戌	寅	卯	子	亥	戌	酉	申
三	三	一	〇三	九	二	七	六	五
○大師善昌住院△正月家康左京大夫と改む三遠二國を定め濱松城に居る△二月足利義榮將軍に拜す△七月信長義昭を奉じて京師に入る△十月將軍義榮卒す△是月義昭將軍に拜す。	○大師善昌住院△十月松永久秀東大寺を焼き大佛炎上す△足利義昭越前に入る。	○大師初めて善昌の一院に住す△一乘院覺慶還俗して義昭と稱す△武田信玄天台に歸し毘沙門堂を創め自ら法性院大僧正と號す△十二月家康從五位下三河守となる。	○大師善昌遊學△五月三好義繼松永久秀將軍義輝を弑す一乘院覺慶近江に奔る。	○大師亮謀と共に上野國新川善昌寺に遊び禪客道器に首楞嚴、易經を聽く△三好長慶卒す△信長美濃を略し岐阜城に徙り家康三河の東西を定む。	○大師足利在學△三月上杉謙信近衛前嗣を奉じて北條を討つ克たず△十月信玄謙信川中島に戦ふ△織田信長徳川家康と會盟す△菴名盛氏老し入道して止々齋と稱す。	○大師足利在學△上杉景虎名を輝虎と改む。	○大師足利在學△徳川元康名を家康と改む△細川晴元、氏綱、尼子勝久等卒す△北條氏康里見義弘を鴻の臺に破る△毛利元就十州を略す△十月三州一向一揆起る。	○大師喪終りて下野國足利學校に遊び九華に就て孔孟を學ぶ△正月天皇位に即く毛利元就大饗の資を獻じ大膳大夫となる△四月織田信長今川義元を桶狭間に亡す。
二五七	二五五	二四九	二四八	二四七	二四六	二四五	二四四	二四三
二五八	二五六	二五〇	二四九	二四八	二四七	二四六	二四五	二四四
二五九	二五七	二五一	二五〇	二四九	二四八	二四七	二四六	二四五
二六〇	二五八	二五二	二五一	二五〇	二四九	二四八	二四七	二四六
二六一	二五九	二五三	二五二	二五一	二五〇	二四九	二四八	二四七
二六二	二六〇	二五四	二五三	二五二	二五一	二五〇	二四九	二四八
二六三	二六一	二五五	二五四	二五三	二五二	二五一	二五〇	二四九
二六四	二六二	二五六	二五五	二五四	二五三	二五二	二五一	二五〇
二六五	二六三	二五七	二五六	二五五	二五四	二五三	二五二	二五一
二六六	二六四	二五八	二五七	二五六	二五五	二五四	二五三	二五二
二六七	二六五	二五九	二五八	二五七	二五六	二五五	二五四	二五三
二六八	二六六	二六〇	二五九	二五八	二五七	二五六	二五五	二五四
二六九	二六七	二六一	二六〇	二五九	二五八	二五七	二五六	二五五
二七〇	二六八	二六二	二六一	二六〇	二五九	二五八	二五七	二五六
二七一	二六九	二六三	二六二	二六一	二六〇	二五九	二五八	二五七
二七二	二七〇	二六四	二六三	二六二	二六一	二六〇	二五九	二五八
二七三	二七一	二六五	二六四	二六三	二六二	二六一	二六〇	二五九
二七四	二七二	二六六	二六五	二六四	二六三	二六二	二六一	二六〇
二七五	二七三	二六七	二六六	二六五	二六四	二六三	二六二	二六一
二七六	二七四	二六八	二六七	二六六	二六五	二六四	二六三	二六二
二七七	二七五	二六九	二六八	二六七	二六六	二六五	二六四	二六三
二七八	二七六	二七〇	二六九	二六八	二六七	二六六	二六五	二六四
二七九	二七七	二七一	二七〇	二六九	二六八	二六七	二六六	二六五
二八〇	二七八	二七二	二七一	二七〇	二六九	二六八	二六七	二六六
二八一	二七九	二七三	二七二	二七一	二七〇	二六九	二六八	二六七
二八二	二八〇	二七四	二七三	二七二	二七一	二七〇	二六九	二六八
二八三	二八一	二七五	二七四	二七三	二七二	二七一	二七〇	二六九
二八四	二八二	二七六	二七五	二七四	二七三	二七二	二七一	二七〇
二八五	二八三	二七七	二七六	二七五	二七四	二七三	二七二	二七一
二八六	二八四	二七八	二七七	二七六	二七五	二七四	二七三	二七二
二八七	二八五	二七九	二七八	二七七	二七六	二七五	二七四	二七三
二八八	二八六	二八〇	二七九	二七八	二七七	二七六	二七五	二七四
二八九	二八七	二八一	二八〇	二七九	二七八	二七七	二七六	二七五
二九〇	二八八	二八二	二八一	二八〇	二七九	二七八	二七七	二七六
二九一	二八九	二八三	二八二	二八一	二八〇	二七九	二七八	二七七
二九二	二九〇	二八四	二八三	二八二	二八一	二八〇	二七九	二七八
二九三	二九一	二八五	二八四	二八三	二八二	二八一	二八〇	二七九
二九四	二九二	二八六	二八五	二八四	二八三	二八二	二八一	二八〇
二九五	二九三	二八七	二八六	二八五	二八四	二八三	二八二	二八一
二九六	二九四	二八八	二八七	二八六	二八五	二八四	二八三	二八二
二九七	二九五	二八九	二八八	二八七	二八六	二八五	二八四	二八三
二九八	二九六	二九〇	二八九	二八八	二八七	二八六	二八五	二八四
二九九	二九七	二九一	二九〇	二八九	二八八	二八七	二八六	二八五
三〇〇	二九八	二九二	二九一	二九〇	二八九	二八八	二八七	二八六
三〇一	二九九	二九三	二九二	二九一	二九〇	二八九	二八八	二八七
三〇二	三〇〇	二九四	二九三	二九二	二九一	二九〇	二八九	二八八
三〇三	三〇一	二九五	二九四	二九三	二九二	二九一	二九〇	二八九
三〇四	三〇二	二九六	二九五	二九四	二九三	二九二	二九一	二九〇
三〇五	三〇三	二九七	二九六	二九五	二九四	二九三	二九二	二九一
三〇六	三〇四	二九八	二九七	二九六	二九五	二九四	二九三	二九二
三〇七	三〇五	二九九	二九八	二九七	二九六	二九五	二九四	二九三
三〇八	三〇六	三〇〇	二九九	二九八	二九七	二九六	二九五	二九四
三〇九	三〇七	三〇一	三〇〇	二九九	二九八	二九七	二九六	二九五
三一〇	三〇八	三〇二	三〇一	三〇〇	二九九	二九八	二九七	二九六
三一一	三〇九	三〇三	三〇二	三〇一	三〇〇	二九九	二九八	二九七
三一二	三一〇	三〇四	三〇三	三〇二	三〇一	三〇〇	二九九	二九八
三一三	三一一	三〇五	三〇四	三〇三	三〇二	三〇一	三〇〇	二九九
三一四	三一二	三〇六	三〇五	三〇四	三〇三	三〇二	三〇一	三〇〇
三一五	三一〇	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四	三〇三	三〇二	三〇一
三一六	三一三	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四	三〇三	三〇二
三一七	三一四	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四	三〇三
三一八	三一五	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三一九	三一六	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二〇	三一七	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二一	三一八	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二二	三一九	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二三	三二〇	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二四	三二一	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二五	三二二	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二六	三二三	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二七	三二四	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二八	三二五	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三二九	三二六	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三〇	三二七	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三一	三二八	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三二	三二九	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三三	三三〇	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三四	三三一	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三五	三三二	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三六	三三三	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三七	三三四	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三八	三三五	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三三九	三三六	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四〇	三三七	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四一	三四〇	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四二	三四一	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四三	三四二	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四四	三四三	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四五	三四四	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四六	三四五	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四七	三四六	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四八	三四七	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三四九	三四八	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三五〇	三四九	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三五一	三五〇	三一〇	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四
三五二								



親		正		天		三		二		龜元		二				
五	四	三	二	正	天	三	二	龜元	二	龜元	二	二	一			
丑	子	亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子			
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九			
〇大師稻荷堂在住△三月上杉謙信卒△八月十日足利學校九華寂△十二月信長荒木村重を討つ。	〇大師稻荷堂在住△三月長尾景勝越後を定む△四月七日家康三子秀忠生る△五月淨土僧安貞日蓮僧日珙安土城に宗論す。	〇大師稻荷堂在住△六月名盛氏入道止々齋卒△八月信長本願寺と和す△秀吉播磨を定む△九月家康の四子忠直生る△家康從四位上に陞る。	〇大師稻荷堂在住△二月天主教徒信長に京都に謁す△五月名盛隆款を信長に通す盛隆三浦介となる△八月信長高野聖千二百人を戮す。	〇大師天寧寺の善忍仁庵に參し碧巖録の提唱を聴く△三月信長勝頼を討つ武田氏亡ぶ△四月信長甲斐懸林寺を火く快川等百五十僧之に殉す△六月明智光秀信長信忠を弑す△神戶信孝羽柴秀吉織田信澄明智光秀を誅す。	〇大師稻荷堂在住△四月秀吉柴田勝家を亡す△五月秀吉神戶信孝を亡す△九月家康第六子信吉生る。	〇大師稻荷堂在住△二月家康從三位參議に任ず△四月秀吉家康と長湫に戦ふ△十月名盛隆試せらる△是歳秀吉家康全宗に延曆寺再建を命ず△存應増上寺に住す。	〇大師稻荷堂在住△二月尊朝法親王天台座主に補す△三月秀吉根來寺を焼く△五月關柴備中叛き伊達政宗を會津に誘ふ名盛氏討つて平く△七月秀吉關白となる。	〇大師稻荷堂在住△五月秀吉家康成を行ふ△十月家康正三位權中納言に任ず△十一月正親町天皇讓位△同月後陽成天皇即位△名盛王丸天す△十一月秀吉太政大臣に拜す△家康駿府城に徙る。	〇大師名盛氏の請に應じ會津に歸錫し、黒川稻荷堂を別當す△四月武田信玄卒△七月信長義昭を若江城に幽す足利將軍亡ぶ△七月二十八日改元△八月信長朝倉義景最良長政を亡す△九月信長長島を討つ△十二月澤庵宗彭生る。	〇大師稻荷堂在住△德川家康從五位上に陞る△二月家康二子秀康生る△六月武田勝頼高天神を攻む△七月信長長島を亡す△加賀門徒越前を侵し國を奪ふ。	〇大師大寧禪師に參して葉上流の禪を問ふ△五月信長本願寺を討つ克たす△七月毛利輝元海路大阪に糧を納る△十一月信長北畠具教父子を殺す國司家滅す。	〇大師錫を上野國世良田長樂寺に掛け宣海春寮を拜して葉上流灌頂大阿闍梨位を遂ぐ△二月信長紀州雜賀を征す△十一月信忠松永久秀を亡す△十二月家康從四位下右近衛權少將に任ず。	〇大師甲府海留△十二月信玄家康三方ヶ原に戦ふ。	〇大師又登岳を企つ山門炎上するを以て果さず△冬甲府に天台論議を開く大師闕に講師に當る智辨從横大に信玄の歸敬を受く△正覺院僧都家盛に懇心流の印信を受く△五月信長長島を討つ克たす△信長禁裡を遣營す△九月信長觀山を燒毀す。	〇大師再び登岳を企つ山門重圍に陥るを以て果さず△四月二十三日改元△六月信長家康、淺井朝倉と大に姉川に戦ふ△七月三好黨兵を攝津に出し信長と戦ふ△九月朝倉淺井近江を侵す信長反戦して比叡山に圍む△十月一向宗徒亂を長島に作し織田信興を殺す。	〇大師善昌を謙退して四方に遊學し源譽存應と川越蓮馨寺に論議す(三緣山志)△信長幕府を二條に起し義昭を奉ず△信長伊勢を討つ。

町

町		一		〇		九		八		七		六				
四	一	三	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
戊	丙	酉	乙	申	甲	未	癸	午	壬	巳	辛	辰	庚			
一	五	〇	五	九	四	八	四	七	四	六	四	五	四			
〇大師稻荷堂在住△三月上杉謙信卒△八月十日足利學校九華寂△十二月信長荒木村重を討つ。	〇大師稻荷堂在住△三月長尾景勝越後を定む△四月七日家康三子秀忠生る△五月淨土僧安貞日蓮僧日珙安土城に宗論す。	〇大師稻荷堂在住△六月名盛氏入道止々齋卒△八月信長本願寺と和す△秀吉播磨を定む△九月家康の四子忠直生る△家康從四位上に陞る。	〇大師稻荷堂在住△二月天主教徒信長に京都に謁す△五月名盛隆款を信長に通す盛隆三浦介となる△八月信長高野聖千二百人を戮す。	〇大師天寧寺の善忍仁庵に參し碧巖録の提唱を聴く△三月信長勝頼を討つ武田氏亡ぶ△四月信長甲斐懸林寺を火く快川等百五十僧之に殉す△六月明智光秀信長信忠を弑す△神戶信孝羽柴秀吉織田信澄明智光秀を誅す。	〇大師稻荷堂在住△四月秀吉柴田勝家を亡す△五月秀吉神戶信孝を亡す△九月家康第六子信吉生る。	〇大師稻荷堂在住△二月家康從三位參議に任ず△四月秀吉家康と長湫に戦ふ△十月名盛隆試せらる△是歳秀吉家康全宗に延曆寺再建を命ず△存應増上寺に住す。	〇大師稻荷堂在住△二月尊朝法親王天台座主に補す△三月秀吉根來寺を焼く△五月關柴備中叛き伊達政宗を會津に誘ふ名盛氏討つて平く△七月秀吉關白となる。	〇大師稻荷堂在住△五月秀吉家康成を行ふ△十月家康正三位權中納言に任ず△十一月正親町天皇讓位△同月後陽成天皇即位△名盛王丸天す△十一月秀吉太政大臣に拜す△家康駿府城に徙る。	〇大師名盛氏の請に應じ會津に歸錫し、黒川稻荷堂を別當す△四月武田信玄卒△七月信長義昭を若江城に幽す足利將軍亡ぶ△七月二十八日改元△八月信長朝倉義景最良長政を亡す△九月信長長島を討つ△十二月澤庵宗彭生る。	〇大師稻荷堂在住△德川家康從五位上に陞る△二月家康二子秀康生る△六月武田勝頼高天神を攻む△七月信長長島を亡す△加賀門徒越前を侵し國を奪ふ。	〇大師大寧禪師に參して葉上流の禪を問ふ△五月信長本願寺を討つ克たす△七月毛利輝元海路大阪に糧を納る△十一月信長北畠具教父子を殺す國司家滅す。	〇大師錫を上野國世良田長樂寺に掛け宣海春寮を拜して葉上流灌頂大阿闍梨位を遂ぐ△二月信長紀州雜賀を征す△十一月信忠松永久秀を亡す△十二月家康從四位下右近衛權少將に任ず。	〇大師甲府海留△十二月信玄家康三方ヶ原に戦ふ。	〇大師又登岳を企つ山門炎上するを以て果さず△冬甲府に天台論議を開く大師闕に講師に當る智辨從横大に信玄の歸敬を受く△正覺院僧都家盛に懇心流の印信を受く△五月信長長島を討つ克たす△信長禁裡を遣營す△九月信長觀山を燒毀す。	〇大師再び登岳を企つ山門重圍に陥るを以て果さず△四月二十三日改元△六月信長家康、淺井朝倉と大に姉川に戦ふ△七月三好黨兵を攝津に出し信長と戦ふ△九月朝倉淺井近江を侵す信長反戦して比叡山に圍む△十月一向宗徒亂を長島に作し織田信興を殺す。	〇大師善昌を謙退して四方に遊學し源譽存應と川越蓮馨寺に論議す(三緣山志)△信長幕府を二條に起し義昭を奉ず△信長伊勢を討つ。



陽		後					
三	二	祿文	九一	八一	七一	六一	五一
甲午	癸巳	壬辰	辛卯	庚寅	己丑	戊子	丁亥
七五九	五八八	五七五	五五五	五五五	四四五	三五五	二五五
○大師北院不動院を兼帯す△二月秀吉花を吉野に賞す△三月秀吉高野山に詣づ△家康第八子松千代生る△始て千住大橋を架す。	○夏常陸の地大旱す大師法雲を高田浦九重の淵に修す膏雨大に來り枯槁悉く蘇す△正月正親町土皇崩す△是月關白秀次妻妾を拉へて叡山に獵す△是歲徳川家康藤原惺高をして貞觀法要を講ぜしむ△始て小笠原島を檢す。	○大師不動院北院を兼帯す△三月秀吉明韓を征し肥前名護屋に陣す△水谷蟠龍久下田に新宗光寺を創め亮辨を請す△十二月八日改元△是歲家康第七子忠輝生る。	○大師不動院北院に北院を董す○葦名盛重熱田二十町を不動院に寄せ大師を請す△正月八州の將士始て江戸城に拜賀す△二月京都七條の地を本願寺に寄す△十二月秀吉關白を秀次に讓る太政大臣故の如し。	○大師仙波無量壽寺に遊び僧正家海に師事し名を天海と改む○十月一日江戸城に發り初て家康に謁す△三月秀吉小田原を征す△七月小田原落ち後北條氏亡ぶ△是月葦名盛重(義廣改名)江戸崎に封ぜらる△八月家康江戸城に從る△是月伊達政宗會津を收公せらる△家康増上寺存應と師僧の芳契を結ぶ△是歲多賀谷經重長沼宗光寺を破却す僧正亮辨久下田に移る。	○六月大師葦名義廣を護りて常陸に落つ○秋江戸崎不動院に住す△三月秀吉東山に大佛を創む△六月伊達政宗會津を略す△九月尊朝法親王叡山に法華大會を復興す。	○大師稻荷堂在住△足利義昭落飾して道慶と號す△四月天皇聚樂第に幸す。	○大師稻荷堂在住△三月佐竹義廣を養ふて葦名氏の嗣とす△秀吉九州を征す△八月家康權大納言に進み左近衛大將を兼ね△是歲耶蘇教を嚴禁す。

成							長慶	四
七	六	五	四	三	二	一	申丙	未乙
寅壬	丑辛	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	申丙	未乙
七六	六六	五六	四六	三六	二六	一六	一六	〇六
○大師北院不動院を兼帯す△正月家康從一位に陞る△二月家康鶴ヶ岡八幡宮を造營す△家康光壽をして東本願寺を興さしむ△五月佐竹義宣の封を收め出羽秋田に轉封す葦名盛重同國角館に徙る△六月江戸富士見文庫を創む△十月家康の母傳通院逝く小石川に葬る△十二月大佛方廣寺火く。	○大師北院不動院を兼帯す△三月秀忠從二位權大納言となる△七月上杉景勝家康に謝し出家康九郎本尊佛を増上寺に寄す。	○七月大師江戸神田藥師堂に法を修し卷數を家康に獻ず○大師十二月十二日明星を觀んとして修法す驗あり△六月上杉景勝兵を擧ぐ家康秀忠東征して下野に到る△八月宇喜多秀家石田三成兵を擧げて家康を襲ふ△九月家康西征して美濃關ヶ原に三成等を破る△十月三成行長安國寺懸慶を誅す△和蘭諸尼利亞來つて互市を通ず。	○大師北院不動院を兼帯す△閏三月大納言前田利家薨す△八月妙法院に萬僧供養を修し秀吉の冥福を祈る△九月増上寺存應紫衣を聽さる△是歲秀忠第二女子々姫生る。	○大師北院不動院を兼帯す△六月秀吉園城寺を再建す△八月東山大佛殿を慶す△是月十三日前關白太政大臣豊臣秀吉薨す△江戸貝塚増上寺を芝に移す△十一月外征の將士還り家康に伏見に謁す。	○大師北院不動院を兼帯す△正月再び外征の師を起す△二月青蓮院尊朝法親王薨す△四月常胤法親王天台座主に補す△八月足利義昭薨す。	○二月十日北院第廿六世權僧正家海寂す大師第廿七世の法統を繼ぐ△四月秀忠一女子姫生る△八月家康正二位内大臣に拜す△明使封冊を呈す秀吉無禮を怒て使を逐ふ△閏七月京伏見地大に震ふ△十一月二十七日改元。	○大師葦名盛重夫人の爲に安産を祈る明王威靈を現し夫人乃ち誕す△七月秀次死を高野山に賜ふ△家康聚樂に留めたる聖像及宋版五經註疏を足利學校に還す△八月秀次の妻琴等 <sup>を</sup> 京師に刑す△家康第九子仙千代生る。	○大師北院不動院を兼帯す△三月秀吉高野山に詣づ△家康第八子松千代生る△始て千住大橋を架す。







後					
二	三	四	五	六	七
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉
一八	二八	三八	四八	五八	六八
○二月大師の奏請容れられ、家康に東照權現の神號を賜ふ○三月東照大權現に正一位を贈らる○是月十五日大師久能山に登り親しく靈柩を發掘し奉じて日光山に遷殯す○四月靈柩を奥院に歛葬し神位を正殿に奉安す○是月東照權現小祥神忌を修す○六月上洛後陽成上皇の御惱に看侍す○九月後陽成上皇崩す○十二月久能山東照社正遷宮を行ふ	○二月大師花山院忠長の男を養ふて子と爲す久遠壽院公海是也○三月秀忠日光仙波の寺領の朱印を大師に付す△六月秀忠女和子入内す△九月竹千代元服權大納言家光と稱す△十一月觀智國師存應寂す	○正月大師日光釋迦堂跡に妙道院を創む○三月水戸東照權現の正遷宮を修す○十月上洛、桓武天皇の廟塔を慶贊す○十一月和歌浦東照權現の正遷宮を修す	○五月大師上洛○六月伏見城に登り福島正則の爲に哀を乞ふ、秀忠之に聽き信州川中島に移す○八月後陽成天皇大祥忌を修せらる○大師の爲に哀を乞ふ、秀忠之に聽き信州川中島に修す○是歳春夢に桓武天皇を感し日光山に天宮の廟塔を得たり△九月直輔親王得度して知恩院に坐す△金池院崇傳を僧祿司となす	○二月大師江戶に歸錫す秀忠宴を花園に設けて厚饗す○秀忠御殿山の別館并に銀五萬兩を寄元△八月甲斐忠長に駿遠二州を加封す△十一月和子中宮に册立す	○六月大師、公海を薙染す○七月上洛○八月中和門院落飾の戒師を奉ず○九月紀州和歌浦法親王別當に書を寄せて六月秀忠上洛將軍を辭す△七月家光將軍に拜す

尾					
八	九	永寛	二	三	四
壬戌	癸亥	甲子	乙丑	丙寅	丁卯
七八	八八	九八	〇九	一九	二九
○四月東照權現七回神忌を日光山に修し大師爲に十僧を度す○五月家光の爲に伊丹權六の孤を救護す智樂院忠運是也○十一月秀忠大師の住持を府内に創んとし地を野に相す△四月秀忠急遽日光を發し路を轉じて歸營△八月本多正純を誦す△十一月江戸本城成る	○六月大師、公海を薙染す○七月上洛○八月中和門院落飾の戒師を奉ず○九月紀州和歌浦法親王別當に書を寄せて六月秀忠上洛將軍を辭す△七月家光將軍に拜す	○春大師江戶に歸錫す秀忠宴を花園に設けて厚饗す○秀忠御殿山の別館并に銀五萬兩を寄元△八月甲斐忠長に駿遠二州を加封す△十一月和子中宮に册立す	○二月大師東叡山の建立を勅む○七月家光日光に賽し大師祭會を修す○十一月上野本坊成る東叡山圓頓院と號す△八月増上寺願山寂す△十一月中宮皇女降誕△局阿福麟祥院を創む	○夏大師藤堂高虎と議り台命を奉じて上野に東照權現の祠を營む○八月上洛、宮中に論議を行ふ○是月公海を九條家の猶子となし見沙門堂跡を譲る○九月觀音院忠尊を青蓮院の門室となし智樂院を嗣がしむ○十一月穴太流の灌頂を遂げ東叡山を以て諸密兼學の地となす△六月秀忠八月家光上洛○九月車駕二條第に幸し驛を駐むる五日△是月秀忠太政大臣家光左大臣に拜す△大相國夫人淺井氏薨す増上寺に葬り崇源院と號す△十一月皇子降誕二品に叙し高仁親王と稱す	○四月東叡山東照大權現の神祠成る。九月勅會を以て正遷宮を行ふ大師之が導師たり○十二月東叡山常行法華二堂成る大師之を慶贊す







後		正		明		
二	保正	〇	二	九一	八一	
西乙	申甲	未	癸	午壬	巳辛	
三	年二後減	八〇一	七〇一	六〇一	辛	
〇三月家光論議を聴き公海に比叡山東照廟神領を寄す〇十月二日大祥忌を修す家光上野影堂に詣て公海以下に金品を寄す〇十一月東照大権現に勅して宮號を賜ふ〇十二月澤庵宗彭寂す。	〇五月家光法親王下關の間公海をして日光上野の寺務たらしむ〇十月二日今宮を親王として幸教と稱す〇是日東叡、日光、星野三山に大師の小祥忌を修す〇同六月幸教親王青蓮院に入室尊敬法親王と號す千時歲十一〇是月家光日光、上野、阪本に大師の影堂を創む〇十二月十六日改元。	〇正月大師紅葉山齋會を修す〇是月前田光高の爲に東照權現を開眼す〇五月日光山に登り相輪を慶す〇六月家光大師を城中に請じ相輪落成祝賀を催す〇七月日光山に新築成る大師安鎮の法を修す〇是月廿八日大師の臥す〇八月大師茶名平四郎の爲に引見を請ふ〇九月家光大師の病を問うて藥を薦む〇伊賀も亦藥を薦む〇同廿九日家光病癒す〇十月家光大師の病を問うて藥を薦む〇伊賀も亦藥を薦む〇同廿九日家光病癒す〇十一月家光大師の病を問うて藥を薦む〇伊賀も亦藥を薦む〇同廿九日家光病癒す〇十二月家光大師の病を問うて藥を薦む〇伊賀も亦藥を薦む〇同廿九日家光病癒す	〇二月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇是月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇五月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇六月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇七月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇八月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇九月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇十月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇十一月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇十二月大師紅葉山に登りて竹千代初參の儀を執る〇四月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る	〇四月日光山奥の院を石塔に改營す、舊塔を毀つ夕大師夢に家康に謁す〇八月家光大師の病癒す〇九月日光山に登りて竹千代初參の儀を執る〇十月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇十一月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇十二月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る	〇四月日光山奥の院を石塔に改營す、舊塔を毀つ夕大師夢に家康に謁す〇八月家光大師の病癒す〇九月日光山に登りて竹千代初參の儀を執る〇十月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇十一月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇十二月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る	〇四月日光山奥の院を石塔に改營す、舊塔を毀つ夕大師夢に家康に謁す〇八月家光大師の病癒す〇九月日光山に登りて竹千代初參の儀を執る〇十月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇十一月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る〇十二月家光大師を本坊に問ひ風流を觀る

慈眼大師略年表

元		明		光	
三寶延	元辰明	三應承	二	安慶	四
卯乙	未乙	午甲	丑己	子戊	亥丁
三三	三一	二一	七	六	五
〇十月二日大師第三十三回忌を修す明正天皇法華二十八品の文を題とし御製并に和歌の短冊を賜ふ爾來獻誄の佳例行はれ近く明治年間に及ぶ。	〇十月一品尊敬法親王天台座主に補し護持僧と爲る〇十一月一品尊敬法親王天台座主を辭す〇是月一品尊敬法親王に輪王寺の號を賜ふ親王名を守澄と改む。	〇一月一品尊敬法親王日光東叡兩山に座す。	〇七月二品尊敬法親王上洛〇八月公海等參内證號宣下の謝表を上る〇同十三日二品尊敬法親王を一品に敘す〇十月二日大師第七回忌を上野慈眼堂に修す家光之に臨む。	〇三月入道尊敬親王二品に敘す〇同六月東照宮第三十三回忌御贈經を供養す〇日光山法華八講を始修す〇同八月後水尾上皇木棉の御製を賜ふ〇是日天海版大藏經を家光の覽に供す〇同二十日家光大黒山慈眼堂に詣つ〇二月十五日改元。	〇九月無品尊敬法親王東叡山に入る〇十一月尊敬法親王登營家光家綱と會見す〇是日大僧正天海に大師號宣下の内旨を傳ふ家光金品を獻りて恩を謝す。



惠日能消除。衆罪如霜露。  
 手把百八珠。胸通一線路。  
 忽念起三千。十界疊互具。  
 引三種世間。攝一中道趣。  
 蓋覆盡扶桑。放德聲四驚。  
 升三十三天。降法雨普澍。  
 吁佗是阿疇。人世誰再遇。  
 觀嶽大僧正。天台中興祖。  
 寬永二十癸未小春初二日  
 澤庵老拙燒香以書焉

大正五年九月二十一日印  
 大正五年九月二十四日發

行 刷

大僧正天海奧付  
 定價金貳圓貳拾錢



發行所

(明治二十九年六月設立)

著者 須藤 光暉

發行者 東京市神田區裏神保町九番地 合資 富山房

代表者 同所合資會社富山房社長 坂本 嘉治馬

印刷者 東京市芝區愛宕町三丁目二番地 笠間 音次

印刷所 同所 東洋印刷株式會社

東京 合資 富山房

電本一〇三六、四一三〇番  
 振替東京五〇一〇番







324

512



終

